

## 新潟市訪問教育相談員設置要綱

(設置)

第1条 本市の不登校児童生徒の学校復帰を図るため、新潟市訪問教育相談員（以下「教育相談員」という。）を置く。

(職務)

第2条 教育相談員は、次の職務を行う。

- (1) 不登校及びその傾向にある児童生徒並びにその保護者を対象に、家庭等を訪問し相談をとおり学校復帰を図ること。
- (2) 学校を訪問し、児童生徒の情報交換や教員の相談及び問題に対する指導助言を行うこと。

(任期等)

第3条 教育相談員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項又は第3項の規定に違反した場合等特別な理由があるときは、任期中であっても教育相談員を解嘱することができるものとする。

(報酬)

第4条 教育相談員は会計年度任用職員とし、報酬は市の規定による。

(勤務日)

第5条 教育相談員の勤務日は、週3日とし、相談によって決める。

(費用弁償)

第6条 教育相談員が職務のため旅行をしたときは、実費を弁償するものとする。

(服務)

第7条 教育相談員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

- 2 教育相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。
- 3 教育相談員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 教育相談員は、相互の連絡を密にし、お互いに協力しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、教育相談員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。